

第1号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について
 (有野10生産緑地地区ほか18地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更 (神戸市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約105.53ha	

1. 都市計画生産緑地地区中、有野10生産緑地地区、有野11生産緑地地区、鹿の子台1生産緑地地区、伊川谷57生産緑地地区、玉津18生産緑地地区、岩岡10生産緑地地区の計6地区を廃止する。

2. 都市計画生産緑地地区中、有野15生産緑地地区ほか3地区を次のように変更する。

名称	面積
有野15生産緑地地区	約0.15ha
有野108生産緑地地区	約0.46ha
八多58生産緑地地区	約0.15ha
伊川谷115生産緑地地区	約0.26ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

3. 都市計画生産緑地地区中、須磨50生産緑地地区ほか8地区を次のように追加する。

名称	面積
須磨50生産緑地地区	約0.15ha
須磨51生産緑地地区	約0.05ha
須磨52生産緑地地区	約0.11ha
須磨53生産緑地地区	約0.05ha
須磨54生産緑地地区	約0.12ha
有野160生産緑地地区	約0.06ha
有野161生産緑地地区	約0.42ha
有野162生産緑地地区	約0.10ha
伊川谷126生産緑地地区	約0.05ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

生産緑地地区とは、市街化区域内にある都市農地を計画的に保全して良好な都市環境を形成することを目的に都市計画に定めることができる地区である。

本市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、平成4年に緑地機能の優れた農地等について、計画的な保全を図るため、生産緑地地区の都市計画決定を行った。

また、平成30年度からは平成29年の生産緑地法の改正の趣旨を踏まえ、コンパクトなまちづくりの推進と都市農業振興の観点から生産緑地地区の追加指定を推進している。

今回、農地所有者からの意向を踏まえ、良好な都市環境の形成に資する農地について、生産緑地地区の追加指定又は変更を行うものである。

また、既存の生産緑地地区のうち、農業の主たる従事者が死亡又は農業に従事することを不可能にさせる故障に至ったことから、生産緑地法第10条第2項に基づく買取りの申出があり、生産緑地法第14条に基づき行為の制限が解除された生産緑地地区について、適正な保全を図ることが困難となることから、廃止又は変更を行うものである。

(参考) 変更の概要

1. 変更内容

適正な保全を図ることが困難となった生産緑地地区の廃止・変更
 良好な都市環境を形成するために保全する生産緑地地区の追加

地区名称	変更前	変更後	増減	備考
須磨 50	—	約 0.15ha	約 0.15ha	追加
須磨 51	—	約 0.05ha	約 0.05ha	追加
須磨 52	—	約 0.11ha	約 0.11ha	追加
須磨 53	—	約 0.05ha	約 0.05ha	追加
須磨 54	—	約 0.12ha	約 0.12ha	追加
有野 10	約 0.38ha	—	△約 0.38ha	廃止
有野 11	約 0.05ha	—	△約 0.05ha	廃止
有野 15	約 0.17ha	約 0.15ha	△約 0.02ha	変更
有野 108	約 0.44ha	約 0.46ha	約 0.02ha	変更
有野 160	—	約 0.06ha	約 0.06ha	追加
有野 161	—	約 0.42ha	約 0.42ha	追加
有野 162	—	約 0.10ha	約 0.10ha	追加
八多 58	約 0.25ha	約 0.15ha	△約 0.10ha	変更
鹿の子台 1	約 0.15ha	—	△約 0.15ha	廃止
伊川谷 57	約 0.26ha	—	△約 0.26ha	廃止
伊川谷 115	約 0.35ha	約 0.26ha	△約 0.09ha	変更
伊川谷 126	—	約 0.05ha	約 0.05ha	追加
玉津 18	約 0.08ha	—	△約 0.08ha	廃止
岩岡 10	約 0.15ha	—	△約 0.15ha	廃止
廃止：6 地区，△約 1.07ha 変更：4 地区，△約 0.18ha 追加：9 地区，約 1.12ha				

2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	521 地区	524 地区	3 地区
面積	約 105.65ha	約 105.53ha	△約 0.12ha